

派遣切りを繰り返すな

派遣切りは、たくさん派遣労働者の仕事と住まいを奪い、命の危機にさらしました。

私たち派遣労働者をこれ以上いつでも切り捨てられる雇用の調整弁にするのはやめよう。

事務派遣も製造派遣も日雇い派遣も、いつ切り捨てられるかという不安に脅えながら働いています。賃金水準はさらに下がり続けています。

一刻も早く派遣法を改正してほしい。「派遣労働者を切り捨て可能な労働力のまま放置しないでほしい」「これら派遣労働者の切なる願いです。」

一方、正社員の仕事もどんどん派遣労働者に置き換え

られています。正社員にとつても、安定雇用からいつでも切り捨て可能な派遣に切り替えることを可能としている現在の派遣制度は、大きな問題です。

若者の雇用を、そして未来の労働者である私たちの子どもたちが、生活できる仕事に就ける社会に、そして誇りをもって働ける社会にするために、派遣法の改正は急務です。

派遣法が改正されると失業が増えるのさ。それは全くのくだらぬ話。

雇用を作っているのは、派遣先となつていさまたま産業、企業であつて、派遣会社が雇用を創出しているわけはありません。

働く人なしで回っていく企業も産業もありません。派遣が規制されたからといって、人を雇わずに事業を運営することはできないのです。むしろ、大量失業を生み出すの

は現行の派遣制度です。2008年の派遣切りがそのことを証明しました。

景気の回復に伴い、労働力を必要とする企業が派遣で人を取り始めていますが、また再び景気が悪化すれば、雇用の調整弁である派遣労働者は一斉に切られることになります。派遣切りは繰り返されるのです。

一度と派遣切りを繰り返さないために、今国会で派遣法改正を！

派遣法抜本改正を求める

院内集会

主催：日本労働弁護団



2010年

10月25日(月) 12:30~14:30

衆議院第1議員会館 多目的ホール

派遣労働者の権利を守る派遣制度の実現を！

- いつでも切り捨て可能＝「登録型派遣」禁止の徹底を！
- 「みなし雇用」制度を実効あるものに！
- 派遣労働者への差別を禁止しよう！

労働者派遣法の抜本改正をめざす共同行動

連絡先：千代田区岩本町3-6-5木所ビル全日本建設運輸連帯労働組合気付

TEL 03-5820-0868 FAX 03-5820-0870

今国会で派遣法改正を！

今国会に提出されている派遣法改正案には、派遣労働者の権利を守るためには不十分な点があります。

1、仕事があるときだけ雇用契約を結び、いつでも切り捨て可能な「登録型派遣」の禁止の徹底を！

「登録型派遣」が原則禁止される一方、残される「常用型派遣」。私たちにとって「常用雇用」と言えば「期間の定めのない雇用」を意味しますが、残念ながら、現行の派遣法では「常用雇用」の中に「短期契約でも1年を超えて働く見込みがあるもの」も含まれてしまっています。これでは登録型派遣と変わりありません。常用型派遣は、期間の定めのない雇用に限定すべきです。

また、事務派遣は登録型派遣のまま放置されてしまいそうです。事務派遣は極めて専門性の高い業務に限定すべきです。

2、「みなし雇用」制度を実効あるものに！

違法状態で働かされている派遣労働者を救済するために、偽装請負や派遣法違反で働かせていた場合に派遣先が直接雇用したものとみなす「みなし雇用」制度が新設されます。しかし、せっかく派遣先に直接雇用されても、それが有期雇用だったらすぐに契約満了で打ち切られてしまいます。「みなし雇用」は、期間の定めのない雇用とみなすべきです。

3、派遣労働者への差別を禁止しよう！

「派遣先の正社員と同じ仕事をしているのに賃金は1/3」…派遣で働く者の大きな不満です。同じ仕事をしていたら同じ労働条件とする「均等待遇」、派遣労働者であることを理由とする「差別禁止」を明確に定めるべきです。

以上のとおり、まだ不十分な点がありますが、審議を尽くして、今国会で派遣法改正法案を成立させ、派遣労働者の権利を守る派遣制度を実現してもらいたいものです。

労働者派遣法の抜本改正をめざす共同行動

連絡先：千代田区岩本町3-6-5木所ビル全日本建設運輸連帯労働組合気付

TEL 03-5820-0868 FAX 03-5820-0870



衆議院第2議員会館前

午前11時～正午まで

10月25日(月)

国会前要請行動に集まろう！

派遣労働者の権利を守る派遣制度の実現へ

国会へ声を上げよう！